

17世紀～19世紀 村の祭礼と社会結合：福岡県宗像 郡内殿の祭礼

宮崎，克則

<https://doi.org/10.15017/1559850>

出版情報：九州文化史研究所紀要．41，pp.1-52，1997-03-31．九州大学大学院比較社会文化研究科九州文化史資料室
バージョン：
権利関係：



一七〇一九世紀 村の祭礼と社会結合

―福岡県宗像郡内殿の祭礼―

宮崎 克 則

一 はじめに

昭和二十九年に福岡県神社庁が発行した『福岡県神社祭事暦』^{〔1〕}をみると、「玉せせり」「百手祭」「川祭」「千燈明祭」「宮座祭」「初卯祭」などさまざまな祭礼が、県内各地の神社で催されている様子が分かる。このうち「宮座」の名称のつく祭礼数を拾うと（本稿の月日はとくに注記しないかぎり、旧暦である）、

正月	—	0 件
2 月	—	1 件
3 月	—	0 件
4 月	—	0 件
5 月	—	0 件
6 月	—	1 件
7 月	—	0 件
8 月	—	0 件
9 月	—	13 件
10 月	—	11 件
11 月	—	13 件
12 月	—	5 件

となり、「宮座」は明らかに時期的特徴があり、多くは収穫期の九月から十一月に集中している。ここで対象とする福岡県宗像郡福岡町内殿の旧村社日吉神社においても、新暦十月に「宮座祭」がおこなわれており、（表1）は日吉神社の神主宅で拝見した簡単な年間行事予定表である。それぞれに祭礼呼称があり、代表祭とは氏子総代や区長等

〔表 1〕 現在の日吉神社祭礼

(新暦)			
1月1日	元旦祭	代表祭	
4月第1日曜	春大祭	氏子祭	大祭 おこもり
5月12日	誕生祭	代表祭	弓矢作り
7月18日	祇園祭	氏子祭	大祭 おこもり 須賀神社
7月25日	道切祭	代表祭	厄除札作り
8月28日	風止祭	氏子祭	おこもり
9月25日	川神祭	代表祭	川淵にて神事
10月18日	宮座祭	組合祭	当番組 10月17日注連縄作り
11月23日	感謝祭	代表祭	大祭
12月18日	厄神祭	組合祭	厄神社

のみの参加による祭礼、組合祭は一〇三組の組長参加、氏子祭は氏子全員の参加による祭礼を意味する。今日、年間一〇度の祭礼がおこなわれている。

日吉神社は江戸期の村であった内殿村の氏神である。全国的に旧村に当たる大字には氏神、鎮守、産土神たる神社があり、村の住民を氏子として神事祭礼が続けられてきた。村の氏神祭礼については、肥後和男『宮座の研究』²⁾にみられるように、その祭祀組織および祭礼を宮座と呼び、起源と変遷をめぐる研究が積み重ねられてきた。³⁾

近畿地方を主体とする宮座は、その組織が年間の氏神祭礼を担当するが、ここでの対象地域における「宮座」は、年数度の氏神祭礼のうちの一つにすぎない「宮座祭」を担当するだけであり、他の祭礼には他の組織がある。

本稿は、江戸から明治期を中心に、一村落の氏神祭礼と境内末社や村内末社における祭祀がどのように重なり合っているのか、祭祀組織の重層性をとらえることによって、村の社会結合の一端を明らかにしようとする。現在、まだ周辺地域を含め調査中であり、ここでは中間報告として発表する。

註

- (1) 福岡県神社庁発行、一九五四年。
- (2) 弘文堂書房、一九四一年。
- (3) 代表的には、萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』（吉川弘文館、一九六二年）、安藤精二『近世宮座の史的展開』（吉川弘文館、一九六〇年）、原田敏明『村祭と座』（中央公論社、一九七六年）、高橋統一『宮座の構造と変化』（未来社、一九七八年）、高牧実『宮座と祭』（教育社、一九八二年）などがある。

一 内殿村と日吉神社

現在の福岡町内殿区は、西郷川支流の大内川流域に位置する。中世の延久二年（一一九二）には宗像氏内部の地頭職をめぐる相論に内殿の名がみえ、江戸期は宗像郡内殿村として約一〇〇〇石の村高であった。寛政期（一七八九～一八〇〇）の『宗像郡明細帳 下』^①によると、田高五九九石余、畑高四二二石余の計一〇二二石余で、戸数は七五軒とある。また明治六～八年（一八七三～七五）調査の『福岡県地理全誌』^②によると、村高に変化ないが、戸数は八八軒に増加してきている。僧一戸、平民八七戸であり、職業はほとんど農業であった。田では中晩稲・麦・菜種、畑では豆・蕎麦・粟などを作っていたが、現在は田に設けられたビニールハウスのなかで、高級料亭向けのクリームスイカが栽培され、畑は多くミカンの果樹園となっている。

昭和三十六年に撮影された空中写真をみると（写真一）、まだビニールハウスはなく、写真中央の集落中心地周辺に水田が広がり、丘陵部は畑として利用されていることが分かる。集落中心地の小字は笑尺・坂丸であるが、もともと内殿村の中心は古内殿にあった。『福岡県地理全誌』はつぎのように記す。

初メハ官道ノ西北、古内殿、本村ナリシカ、近古今ノ所ニ移セリ

〔写真1〕 昭和36年撮影、内殿地区空中写真



海道筑前国宗像郡内殿郷右専□□郷中男女□□若祥如意 大工藤原朝臣（）

奉欽上棟 十社王子猿王子社頭□□一字事天長地久（）

干時慶長十一丙午卯月廿七日 黒田筑前守長政

郡代官吉田□□尉 奉行勘十郎（）

となっている。この後も寛永十二年（一六三五）・寛文五年（一六六五）に黒田氏が社殿修復をおこなったことを伝える棟札が残っている。藩の援助もあつて維持されてきた日吉神社は、右の棟札にあるように、当時は「十社王子・猿王子社」と呼ばれていた。明治三年（一八七〇）『神社書上帳』^⑧には山王神社とあり、同八年の『地所取調帳』では今日の日吉神社に改称されている。境内の広さは二反四畝一五歩であった。

江戸期の呼称である「十社王子・猿王子社」について、元禄十六年（一七〇三）に藩へ献上された福岡藩の地誌『筑前国統風土記』^⑨には、

内殿村 神社

十社王子大明神あり、国常立尊、大己貴尊、神皇魂尊、正哉吾勝尊、国狭槌尊、伊弉冊尊、瓊々杵尊、此外三神は神名未詳と云。又猿王子あり、是猿田彦なりと、九月十八日祭礼あり

とあり、「十社王子」は一〇の神々の総称であり、「猿王子」は猿田彦のことであるという。また天和二年（一六八二）作成の同社『縁起』^⑩にも、「十社王子」「猿王子」を「惣しては十一神まします」と記す。現在の日吉神社境内に残る享保七年（一七二二）寄進の石灯籠には「十一社宮 御宝前」とあり、安永六年（一七七七）に「産子中」が建てた鳥居にも「十一社宮」と記されている（写真2）。この「十一社」は、一〇の神々を集めた「十社王子」に「猿

王子」を加えた数である。日吉神社は「十一社宮」とも呼ばれていたのである。

さて、天明四年（二七八四）から調査が始まった加藤一純らの『筑前国続風土記付録』^{〔1〕}には、当時の日吉神社の様子が描かれている（絵図1）。本文には「十社宮」の他に「猿王子」を祀っていたこと、九月十八日の祭礼では流鏝馬がおこなわれていたとある。この（絵図1）には境内末社と



〔写真2〕 日吉神社の鳥居

して天満宮・祇園宮が描かれているが、これを今日の境内概略図と比較してみよう（絵図2）。絵図には本殿の裏に天満宮があるように、今日も左後に天満神社があり、その前には享保九年（一七二四）の年号、および「天満宮」「若者□」と刻んだ石灯籠が残る。また、（絵図



〔絵図1〕 日吉神社の境内

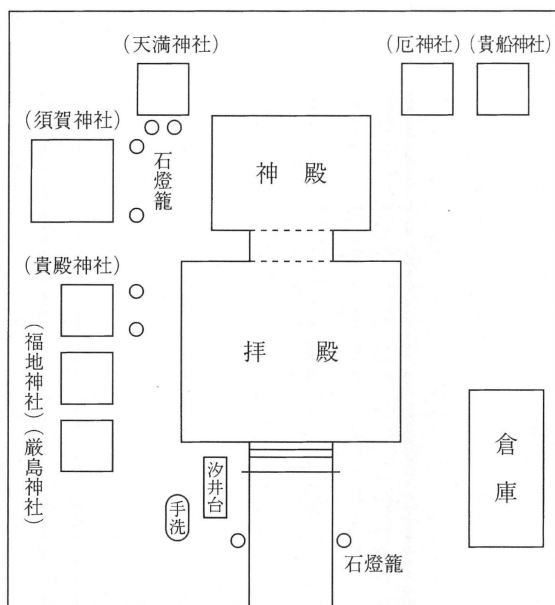
1)の本社左側に祇園宮がみえるが、今は須賀神社・貴殿神社などの末社が並んでいる(写真3)。このうち須賀神社の前にある石灯籠には「祇園宮」「文政五年」(二八二二)と刻まれている。今日の須賀神社が(絵図1)にある祇園宮に当たり、今も須賀神社の前で「祇園祭」がおこなわれている。

(絵図1)にみえる末社はこの二つであるが、現在七つの末社がある。このうち厄神社は明治十二年(一八九)に勧請されたことが確認でき、貴船神社・福地神社・厳島神社は戦前、戦後にかけて村内各地から合祀された(もと土井丸にあった貴殿神社の合祀時期は不明、但し明治三年から八年までの間)。



【写真3】 日吉神社の末社(左-須賀神社、右-天満神社)

これら合祀された三神社のものと位置は(写真1)にしめしている。貴船神社はもと古内殿、福地神社は飯盛山の山頂(旦ノ原)、厳島神社は坂丸にあった。このように、ごく最近まで、内殿には旧村社である日吉神社のほかに、村



【絵図2】 日吉神社と末社の概略

内各地に神社が存在していた。そしてそれぞれに祭礼がおこなわれていた。明治三年『神社書上帳』⁽¹⁾によると、

日吉神社（山王神社）

大祭―四月申日、九月十六・十七・十八日

小祭―十一月五日

〈境内末社〉

須賀神社

祭日―六月十七・十八日

天満宮

祭日―二月二十五日、八月二十五日

貴船神社〈古内殿〉

祭日―四月二十一日、十一月二十一日

厳島神社〈坂丸〉

祭日―九月四日

福地神社

〈旦之原〉

大祭―三月十二日、十月十二日

飯盛神社

小祭―二月初午、十二月初午

貴殿神社〈土井丸〉

祭日―八月十九日

稻荷社 〈脇畑〉

祭日―三月六日、八月八日

とある。当時、内殿村の各神社で祭礼のない月は一・五・七月のみであった。これらの祭礼すべてに文書記録が残っている訳ではなく、日吉神社と厳島神社についての祭礼記録が残っている。

註

(1) 「福岡県史編纂資料」(福岡県立図書館所蔵)。

(2) 『福岡県地理全誌』二卷(『福岡県史』近代史料編、一九八八年)。

- (3) 日吉神社所蔵。
- (4) 『内殿邑供日祭宮座帳』(「内殿古座文書」)。
- (5) 九州文化史研究所蔵(九州大学大学院比較社会文化研究科)。
- (6) 『八波氏系譜』(八波泰蔵氏所蔵)。
- (7) 『宗像神社史』上・下巻(吉川弘文館、一九八七年復刻)。
- (8) 『日吉神社文書』(日吉神社所蔵)。
- (9) 三六四頁(文献出版、一九八八年)。
- (10) 『日吉神社文書』(日吉神社所蔵)。
- (11) 中巻、二八八頁(文献出版、一九七七年)。
- (12) 『内殿邑供日祭宮座帳』(「内殿古座文書」)の明治十二年条に、
時ニ当年旧五月末より流行病相起り、村社ヲ初諸社江立願等色々予防仕は村中協議之上境内ニ疫神勧請仕候とある。
- (13) 明治三年『神社書上帳』では土井丸にあつたことになっているが、明治八年『地所取調帳』ではすでに土井丸にはない。
- (14) 日吉神社所蔵。

二 日吉神社の祭礼

天和二年(一六八二)『縁起』^①は日吉神社の祭礼としてつぎのように記す。

夏四月は百手の祭と名付て、弓射ることあり、同六月に祭ることありつねのことし、秋九月中の七日・八日には式月式日の御祭礼として神官斜に袖をつらね、神供美を尽すこと十二膳、神前のすこしめのこえは鈴瀧とひたく玉の井て女か袖のちはやふる神楽の曲におもしろけれ、冬十一月は丑の日を以てす、祭こと常例のことし、いつ

れも祭は座本ありて、一年かハリにつとむとかや、殊勝の事なり

年四度の祭礼のうち、「式月式日」の大祭は九月十七・十八日であり、この時は神楽も催されていた。それぞれの祭礼には一年交代の座元（座本、座許、当場、頭屋などともいう）が設けられていた。これら祭礼のうち、もっとも文書記録が残っているのは大祭についてであり、今は「宮座祭」として（新暦）十月十八日におこなわれている（写真4）。

（一）「宮座祭」

「宮座祭」に関する記録は、（写真5）にあるように江戸期から「御宮祭」「御宮座」などと呼ばれている。明治四十二年（一九〇九）、日吉神社の神主緒方孝太郎が記した『村社日吉神社宮座沿革概要』^②によると、「宮座」は四つのグループに分かれていた。一つは寛永十七年（一六四〇）から始まった古座であり、人数は一八人、九月十六日の「口開」（濁酒の試味）、十七日の座元宅における「本座」、十八日の神前での祭典をおこなった。寛保二年（一七四二）からの中座（現在は中座〈古〉と呼ばれる）は、人数一八人、九月十六日の「口開」、十七日の神前での祭典、十八日の座元宅での「本座」をおこなう。さらに文政六年（一八二三）開始の新座（現在は中座〈新〉と呼ばれる）も人員一八人、九月十六日だけで祭典を終わる。明治二十三年（一八九〇）に始まる「第一の宮座」（現在は新座と呼ばれる）は、一五人で九月十五日に祭典をおこなう。



〔写真5〕 「宮座」の文書記録



〔写真4〕 平成8年10月18日の「宮座祭」

このように、明治四〇年代の内殿に存在した四つの「宮座」グループは共同して神前での祭典を執行するのでなく、日をずらして別々に祭礼をおこなっていた。そして各「宮座」に共通する慣習があった。それは、

各座一家当番にして九月朔日に家を浄め、夫より当日まで毎日福間汐井にて家を浄む、朔日家を浄むると同時に注連を献ず、各座の人員は古来より定数ありて決して増減を許さず、座員にして若し不幸不浄等にて神前を憚るものあるときは相当の代理人を差立つ（但、婦人は許さず）

仮令座員中に不幸にして一家殆んど滅亡の悲運に際し、宮座の座員に堪へず、自ら退きたる場合といへども、誰にても加入するを許さず、其の申込者に対し座中協議の上諾否を決す

というものである。座元となった家では九月一日から注連縄を張り、祭礼当日まで毎日福間浦海岸の粗砂（「お汐井」「お潮井」という）で家を浄めた。天保十年

（二八三九）に日吉神社へ奉納された潮井台は現在も使用されており、（新暦）十月十八日の「宮座祭」には潮井が盛られている（写真6）。したがって、座元の家に不幸不浄があれば座元を交替せねばならず、例えば「右当年之座、弥三郎方ニ御座候得共、同人母死去ニ相成候ニ付、右座指替申候」とある。³安政二年（二八五五）に古座の座元を務める番であった弥三郎は、母の死去によって、翌年の座元となっている（婦人による代理は許されなかった）。各座の座員は固定しており、欠員が生じた場合でも容易に新規加入を許さなかったという。

江戸期からの内殿村「宮座」は明治四十一年（二九〇八）まで続けられてきたが、同年（新暦）九月十九日に政府から出された「皇室祭祀令」にもとづき、従来の「宮座」を（新暦）十月十七日の「新嘗祭」日に実施することにな



〔写真6〕 潮井台

り、併せて「従来の各宮座を全廃し、部落一座⁽⁴⁾」とすることに決定した。「部落」の祭礼となった「宮座」は、当初（新暦）十月十七日であったが、今日は（新暦）十月十八日に開かれており、区長・区長代理・氏子総代（二名）のほか一三組の組長が拝殿に上がって神事をおこない、同所で直会が催されている。それまで一軒で務めていた座元は、組交替に変わり、明治四十二年は六組に属する一三軒が座元を務めている。

このように、内殿村の「宮座」は明治四十二年からいわゆる村座となったのであるが、それまでの古座・中座・新座・「第一の宮座」は今もそれぞれに座元を決め、懇親会、親睦会という形で年一回の会食、あるいは旅行をおこなっている。そして、その会合は懇親会とは呼ばれず、なお「宮座」と呼ばれており、各座が記録してきた帳簿も途切れることなく連続して書き継がれ、引き継がれてきている。村座となる以前の状況について、各「宮座」ごとに検討していこう。

(a) 古座

古座に伝わる記録文書の引継ぎを書き留めた慶応二年（一八六六）『従先年作法并座帳扣請取渡書⁽⁵⁾』によると、

イ印

一 御供物帳

一 冊

ロ印

一 年々ノ座帳

一 冊

ハ印

一 求物心得帳

一 冊

など、イからリ印までの九冊の文書があった。右のイ印が付けられた「御供物帳」は現存しており、表紙には、

イ 西海道筑前国宗像之郡内殿村氏神

十社王子大明神 猿王子大明神祭長月十八日

大吉祥座子子孫長久繁栄快樂如意

とあり、内容は神饌の品々と直会の料理献立を記している。作成年代は不明であるが、末尾に古帳が破損したためこれを作ったことが明記されている。つぎに口印が付けられた「年々ノ座帳」は、毎年の座元名を記した帳簿であり、いわゆる宮座帳である。現存する帳簿の表紙は

口

一 内殿邑供日祭宮座帳

長月十八日

祭之

同十七日

となっており、口印がある。表紙に年号はないが、内容は寛永十七年（一六四〇）から大正九年（一九二〇）までの座元名が書かれている。記載形式は、

供日祭

九月十七日

一、寛永十七年

義左衛門

一、同十八年

作介

一、同拾九年

武兵衛

と始まっており、今日、「宮座祭」と呼ばれている行事がもと「供日祭」と呼ばれていたことが分かる。また、表紙

の筆跡と寛永期の座元名の筆跡は明らかに異なっており、現存の表紙は後世に作られている。さらに近世前期における筆跡をみていくと、寛永十七年から承応三年（一六五四）までは一筆で書かれており、同一人物が一時に書いたと思われるが、明暦元年（一六五五）以降の記事になると、年ごとに書いていることを識別できる。少なくとも明暦元年から書き継がれてきた記録である。これをもとに古座の変遷をとらえよう。

まず、古座の人員は古来より一八人と伝えられるが、当初よりその数だったのだろうか。あまり座元を二度務めた人はいないが、つぎの二人は二年後に座元となっている。

座元 四兵衛 寛永二十年（一六四三） ↓ 明暦元年（一六五五）

座元 長兵衛 承応元年（一六五二） ↓ 寛文四年（一六六四）

寛永く寛文期の古座は二人であったと思われるが、その後は寛文十二年に「与三郎、新九郎始而加」とあり、延宝六年には「此座ニ甚九、惣三初而加ル也」とあり、新たな座員を加えて元禄く享保期には一八人に固定する。

座元 甚五郎 元禄十三年（一七〇〇） ↓ 享保三年（一七二八）

座元 九郎七 元禄十五年（一七〇二） ↓ 享保五年（一七二〇）

古座の座元は一八年ごとに巡ってくるようになった。近世前期における古座は、座の成長期にあり、新規加入も可能であったが、元禄期頃には座員数が固定し、株化していく。この動向は、近世農村の一般的展開と軌を一にしており、「宮座」の変遷は村落構造の変動と連動している。現在、古座に属する家は笑尺・坂丸に集中しており、古座がほぼ確立した元禄期、日吉神社は彼らの居住地から遠い古内殿より近くの笑尺へ移されてくる。元禄十四年の棟札にみえる願主、八波養右衛門尉をはじめとする八波甚助などの人名は、古座の『内殿邑供日祭宮座帳』に出てくる。古座のメンバーが中心となって遷宮を実現しているのである。

座員数が固定した後の新規加入は困難であり、寛政二年（一七九〇）に「座一人不足ニ付、詮議之上幸七郎一族甚

吉座居ル」とあるように、欠員となった家の一族でなければ加入は難しかった。また祭礼費用が全体でどれほどか不明だが、座田などではなく、座員からの切立てで賄われていた。明和元年（一七六四）には、

明和元年、宮川次郎左衛門殿御下知二而、一人前古米一升八合切立、十七日夜、於御宮二神樂興業、同十八日古来之通祭り之者也

とあり、各座員から米一升八合が徴収されている。『内殿邑供日祭宮座帳』は座元名を記すだけでなく、右のように、その年の出来事などを時代との下降とともに詳しく記している。この切立て米で直会の豪華な食事を含めた祭礼費用を捻出できたかどうか不明である。座元が購入すべき品々を書き留めた文化十年（一八一三）『御宮座求物心得帳』には、

一掛魚	二掛	一しひたけ	干茸 一升
一肴	鯛 十ヲ ふり一本 さめ物大一本	一こんにやく	十一ツ
一あわひ生	大七ツ	一大くり	三升余
一さざひ同	十ヲ	一ささくり	一升
一たこ	大 一はひ	一もふさふ	一尺廻り三把
一ふな	五十	一さとふ	一斤半
一かつを	大三ツ	一きんかん	二十五
一ちくわ	大三本	一むき豆	五合
		一ざくろ	五ツ
		一しよふが	五合

一 やまいも	(大五本 小二十本)
一 さといも	二斗
一 だいこん	二百本
一 ごぼふ	一尺廻り三わ

一 すりからし	二合
一 す	大極上一升
一 大かわらけ	十ヲ
一 小かわらけ	五束
一 中折	十八日御幣用一状
一 半紙	

とある。鰯・鯛・鮑などのほか多量の野菜類が必要であり、座元は大きな経済的負担を強いられた。その負担に堪えきれない時は、「千助方依無如意二、一族仁平方江座跡相譲り候」(文化八年)と、古座の株を一族へ譲る者も出てくる。また明和元年(一七六四)の記事には、十七日夕方から十八日早朝まで神楽が催されていたとあり、天和二年『縁起』の記事とも符合する(最近まで神楽面が保存されていたが、盗難のため紛失した)。古座の祭礼は十六日の「口開」、十七日の座元宅での「本座」、十八日の神前での祭典(「宮ノ座」「神前ノ座」ともいう)である。この祭事がいつ確定したか定かでないが、十六日の「口開」(濁り酒試飲行事)は明治以降の記事に散見され、江戸期における祭事は九月十七・十八日であったと思われる。早くは寛文五年に「巳ノ九月十七・八日祭」と明記されている。祭事の具体的内容など明らかでないが、座元は年齢階梯でなく輪番制であった。また献立規定は厳格であり、神饌および直会用の品目が細かく記されており、御膳に出る鯛の大小には特に気を使ったといわれるが、今日の古座「懇親会」では鶏の「すき焼き」となっており、そうした苦労はなくなっている。

古座の「宮座」は凶年でも例年に変わりなく実施されており、江戸期で最大の被害をもたらした享保飢饉の時さえ、

一七〇一九世紀 村の祭礼と社会結合

子ノ九月十七・八日兩日ニ祭之

一享保拾七年

勘次郎

右、今年国中大損毛、田不残腐捨り申ニ付、白米一升、粟三升ノ切錢取候得共、例年ニ不替祭也

とある。しかし近世後期になると、「近來村方相痛候」(文化十三年、一八一六)という事態が進み、「宮座神前は已前之通り、十七日座儉約仕」となっている。儉約された直会の献立内容を記した文化十三年「宮座献立」によると、⁽⁶⁾

九月十七・八日宮座献立

一御宮備物 以前之通り

鰯

さぶき

汁

大根
うけ
青ミ

飯

平

牛房
山いも
ちくわ
こんにやく
かぶ

煮物
里いも
こんにやく
ちくわ

一座中評議之上当年より紺酒三升・黒米一合増

右之通三ヶ年之間相守可申事

文化十三年子ノ九月

御宮座中

とある。神饌はそのままであるが、直会の献立に刺身や鮑貝焼などなく、簡単な内容となっており、三年間ほど続けられた。藩側も祭礼を莫大な金品を浪費するものとして、その儉約を奨励し、安政三年（一八五六）には強固な儉約令を出した。⁽⁷⁾ これを受けて古座では、「一式之膳 惣引」「一とろ汁 引」などの簡略化をはかっている。⁽⁸⁾ この儉約令を出した郡奉行肥塚は、郡内で九月におこなわれる祭礼をすべて十九日に実施するよう求めていたが、内殿村の古座ではこれに従わなかった。座元弥三郎はつぎの「覚」を残している。⁽⁹⁾

（前略）

右は奉行肥塚次郎右衛門様御掛之郡神事十九日二一同被仰付候得共、御宮座之儀は古格之通十七・八日ニ執行仕候、右連中承知候と書記申候事

座許 弥三郎

安政三年辰九月

彼は、郡奉行の指示に従わなかったのは座員すべて承知のことであると明記している。この儉約は文久元年（一八六二）まで続けられ、翌年からは「古格之通」りとなった。従来の献立内容にもどった時、六年間使われていなかった「式ノ膳」が大きく破損しており、新たに「式ノ膳」二一台が購入された。⁽¹⁰⁾

寛永十七年（一六四〇）から続いてきた古座は、明治四十二年（一九〇九）から「部落」の「宮座」となる。その時、古座の人々は、⁽¹¹⁾

従来ノ宮座ヲ廃シ、部落一座トセシ為メ、此ノ祭座モ従来ノ神前ノ祭座ヲ止メ、此ノ座員ノ記念スル為メ、年一回座員一同相会シ、旧交ヲ温ムルコトニスと決めた。年一回の親睦会においては、すでに神事なく、当番宅での共同飲食がおこなわれている。帳簿類はそのまま書き継がれており、自らを古座と呼び、当番を座元と呼んでいる。

註

- (1)(2) 「日吉神社文書」(日吉神社所蔵)。
- (3) 「内殿邑供日祭宮座帳」(「内殿古座文書」)。
- (4) 明治四十二年『村社日吉神社宮座沿革概要』(「日吉神社文書」)。
- (5)(6) 「内殿古座文書」。
- (7) 『福岡県史』第二卷上、二二二頁。
- (8)(9) 安政三年「覚」(「内殿古座文書」)。
- (10) 文久二年「覚」(「内殿古座文書」)。
- (11) 「内殿邑供日祭宮座帳」(「内殿古座文書」)。

(b) 中座(現在は中座へ古と呼ばれる)

古座『内殿邑供日祭宮座帳』の寛保二年(一七四二)条には、「右戌ノ歳新宮座仕立、古内殿彦作座仕初」とある。これが中座のことである。中座の座元名を記録した『十社王子并申王子御宮座帳¹』は、

一、寛保二年戌ノ九月十七日

彦作

一、亥ノ九月十七日

太兵衛

一、延享元年子ノ九月十七日 与三太

と始まる。寛保二年から明治三十三年（一九〇一）まで書き継がれ、その後は『明治三十三年改 日吉神社御宮座記録』⁽²⁾に引き継がれていく。その人員は一八人といわれるが、

座元 与三太 延享元年（一七四四） ↓ 宝暦十三年（一七六三）

座元 九郎七 延享三年（一七四六） ↓ 明和二年（一七六五）

右のように、当初は一九年ごとに座元が廻ってきている。幕末まで一九人の座員構成であったが、明治に入ってから一八年ごとに座元が廻ってくる。中座が成立した寛保二年頃の祭事内容について、古座の記録⁽³⁾の延享元年（一七四四）条につきの記事がある。

一、本家相勤申間、新宮座御供奉備申間敷事、為後年一筆如件

御宮座中

小方多門（花押）

小方（尾形、緒方）氏は代々日吉神社の神主を務めており、現在も子孫の方が境内脇に居住されている。小方多門は、古座（「本家」）による神事執行中に中座（「新宮座」）の神饌を供えないことを約束している。これは、古座と中座の祭日が九月十七日に重なっていたから、中座ができた二年後に古座が神主の独占をはかったのである。

当時における古座の勢力は村役人構成からもうかがわれる。社殿の建替えをおこなった享保二年（一七一七）・宝暦三年（一七五三）の棟札⁽⁴⁾にみえる人名は、

〔享保二年 棟札〕

庄屋 藤 助（古座）
頭百姓 吉 助（古座）

庄屋 八 波 彦五郎（古座）
組頭米銀本 八 波 甚三郎（古座）

一七〇一九世紀 村の祭礼と社会結合

同	与右衛門	(古座)	組頭	八波	与右衛門	(古座)
同	甚八	(古座)	同	八波	勘七	(不明)
同	与三郎	(古座)	同	八波	安治	(不明)

であり、そのほとんどは古座の『内殿品供日祭宮座帳』にみえる。庄屋・組頭らの村役人は古座によつて独占されていたといえる。そうしたなかでの新たな座の成立は容易でなく、中座の人々が本殿での神事をおこなえるようになるのは寛政八年（一七九六）のことである。

寛政八年丙辰九月十七日

此年より宮之座始ル 宮座 才助

以前ハ内之座斗リニ而、宮にてハ備物等をいたし、其より村ニ而座いたし来候処、座中相談ニ而右之通り有之候也、座ハ朝之五ツ時之寄也、委細ハ言

宮座之次第

一、吸物 引 肴あり

一、御酒ハ 冷酒共二三返

い上

寛保二年から数えると五二年後のことである。それまで座元宅での「内ノ座」と神前に神饌を供えるだけであつた中座も、ようやく神前で祭典をおこなえるようになり、その場で直会もできるようになった。これが「宮之座」であつた。

しかし、この後も古座との格差は続く。文化十二年（一八一五）、拜殿に敷く畳の数が問題となつた。当時、古座の「宮ノ座」は九月十八日、中座の「宮ノ座」は九月十七日であり、中座の儀式では一〇枚の畳を敷き、古座の儀式の時に全部（一二枚）の畳を敷くことに決定している。この畳は中座が寄進したものであるが、彼らはそれを全部

敷くことを許されなかつたのである。さらに、幕末期には儀式の時間をめぐるトラブルも発生している。元治元年（一八六四）、中座はつぎの「口上之覚」を奴山村の神職頭取小方相模守に提出している。^⑦

宗像郡内殿村氏神中カ宮座中より奉伺口上之覚

一、当村氏神御宮座古・中・新と三座御座候、私共之中座ハ延享之比存立居申候趣ニ御座候、然ルニ毎年九月十七・八日神事祭祀ニ而、三座共同様神酒御供備物調進仕事ニ候、右神前之座古座ハ十八日、中座ハ十七日、新座ハ十六日と相定り、十七日早朝より仕調御献供神事式法相仕廻、夫より当番座元江参、神職一同下夕座相仕廻事ニ候、且又古座之方ハ十七日ニ当番元ニ而座仕廻、翌十八日宮之座仕廻来り候、右神前ニ而御幣卸と唱候而、新ニ幣白相整座連中右幣を頂終り御酒御供等相頂、当番元江引取申候、然ニ奉仕候ハハ神職古座之下夕座ニ被参、右御幣卸被致候間合無御座候、別家平等寺村神主加勢被致、神前向より下夕座迄被相勤候、遠村之義ニ付間々遠着、夫より取掛り候儀ニ付十七日凡ハツ半時ニも相成、宮之座相濟下夕座ニ相成候得ハ、始終暮ニ及甚難渋仕候、就而ハ成丈奉仕之神職ニ祭祀頼度存念も御座候条、私共申合成限り調進取早メ可申聞、奉仕之神職ニ御勤被下候様段々願入候得共、古座より支御座候由ニ付相談調江不申、昨年神職より頼ニ依、新宮座内両三人より取扱ニ相成、已ニ当年余程相談相整、私共座十七日朝巳ノ上刻限り相仕廻可申、左候ハハ古座之支ニも相成間敷、其処ニ而互ニ後証致置候様扱ニ相成候へ共、古座より辰ノ刻限ならでハ支有之由ニ而相整不申候、尤辰ノ下刻ニ相極候ハハ可宜敷候得共、如何ニ取急候而も其刻限ニ相濟候見込相立不申、無拠破談仕候、後より存立候座ニ而我儘之申分ニも可有御座候得共、御納方肝要之時節ニ付相成丈障掛少ク、且奉仕之神職ニ御幣卸御勤被下度、彼是之趣ニ而存立候儀ニ付、宜敷御才許奉願上候、以上

元治元年子十一月

内殿村中宮座中

組頭取

一七〇一九世紀 村の祭礼と社会結合

小方相模守様

すでに新座もできている。神事はそれぞれ別々で、古座が十八日、中座が十七日、新座が十六日に決まっている。中座が神事をおこなう十七日は、古座が座元宅での「下夕座」をおこない、そこに日吉神社の神主も出席していた。自村の神主に儀式を依頼できない中座は平等寺村の神主に頼んで神事をおこなっていたが、彼らは日吉神社神主による儀式を望み、古座に申し込む。しかし古座は支障ありとして申し出を拒否している。結局、神主小方相模守の仲裁によって、翌年の慶応元年（一八六五）に決着し、十七日早朝の辰時までに中座の「神前ノ座」を終え、その後神主は古座の「下夕座」に出席することとなった。

このように、中座は古座との摩擦を生じながら、今日まで連綿と続いている。明治四十一年（一九〇八）の「宮座」廃止においても、「此ノ座員ヲ記念スル為メ年一回座員一同相会シ、旧交ヲ温ムル」ための懇親会を開き、記録もそのまま書き継がれていく。中座への加入は、古座に比べると比較的容易であり、例えば、

一、文政九戌歳九月十七日

座本 文九郎

此座弘化二歳乙巳九月、助次郎倅久五郎ヨリ文九郎エ永代相伝ニ譲渡申所実正ナリ、若後年ニ至テ右久五郎子孫又身内者ヨリ兎角申者於有之ハ、座中証人トシテ此段書記置者也、此世話人茂平・平十

とある。久五郎から文九郎への中座株の譲渡について、子孫・身内から異議申し立てのないことを記しており、久五郎と文九郎は身内でない関係にあった。こうした譲渡の記事が散見され、古座の場合が一族でなければ新規加入できなかったのに比べると、中座は一族外への株譲渡もおこなわれていた。

註

(1)(2) 「内殿中座へ古」文書」。

(3) 『内殿品供日祭宮座帳』(「内殿古座文書」)。

(4) 日吉神社所蔵。

(5) 『十社王子并申王子御宮座帳』(「内殿中座〈古〉文書」)。

(6) 文化十二年「覚」(「内殿古座文書」)。

(7) 元治元年「口上之覚」(「内殿古座文書」)。

(8) 『明治三十三年改 日吉神社御宮座記録』(「内殿中座〈古〉文書」)。

(9) 『十社王子并申王子御宮座帳』(「内殿中座〈古〉文書」)。

(c) 新座(現在は中座〈新〉と呼ばれる)と「第一の宮座」(現在は新座と呼ばれる)

九月十六日を祭日とする新座は、文政六年(一八二三)から始まった。毎年の座元を記録する『御宮祭一座帳』⁽¹⁾は、文政六年から今日まで書き継がれてきている。また、神饌や直会献立を記した文政六年『氏神御祭宮座帳』⁽²⁾には、当初の申し合わせと発起者名が載っている。

宮座一座

右者、文政六年癸未九月十六日ニ発記有之候而存立、組中申合神酒御供打卷右ニ記、後年ニ至り奉備事
一、組中申合ニ而候ニ付発記、其外脇組ニ組入等仕間敷候、不埒ニ而脇組江組入等仕候者ハ、為科代六錢三百目
申付候

一、此義申合違乱之義有之候ハ、存立之節可申出候、不法・不埒・不人品成ル義仕間敷候、ケ様申定候義ニ付相
違仕間敷候事

右之条々堅相守可申候事

文政六年

庄屋 吉 蔵

癸未ノ九月十六日

組頭 孫 次
初座 長右衛門

武三郎

左 平

(※中略)

卯 七

他の「宮座」グループへの転出を禁止し、違反者には料金を課すこと、「不法・不埒・不人品」の所業禁止を申し合わせている。新座の座員は一八人でスタートしており、右の発起者のなかの庄屋吉蔵は注目される。彼は確かに天保三年（一八三二）に座元を務めており、新座の座員である。これまでの日吉神社棟札にみえる庄屋・組頭は古座のメンバーであったが、ここでは庄屋・組頭一人が発起人として登場している。庄屋吉蔵の名は、万治三年（一六六〇）から続く内殿村の『八月御祭帳^③』をみると、文政六年の「八月祭」座元として登場し、「手光より入役、庄屋座也」と注記されている。彼は内殿村の隣村である手光村からの入庄屋であった。また、安政五年（一八五八）の新座の座元は「庄屋 弥三太」とあり、彼は「八波村より入役」の庄屋であった。

近世後期になると、庄屋の交代・転村が頻繁となり、併せて組頭も変化してくる。嘉永七年（一八五四）の日吉神社再建の棟札^④をみると、「村長」は城戸又吉郎定直、組頭は①八波武六、②八波与三郎、③占部藤平、④坂田源市とある。城戸姓は内殿村に一軒もなく、他村からの入庄屋であることをしめしている。組頭について、①②は古座であるが、③④は中座の座員であり、③藤平は安政三年に、④源市は安政五年に中座の座元を務めている。

このように、村役人をほぼ独占してきた古座の勢力は揺らぎ、近世後期には古座以外から村役人となる者が登場し

てくる。そうした動向が新たな座結成の原動力であった。とくに他村から転入してきた庄屋にとって、従来の座に加入できず、彼らは新興の農民を組織して新たな座を結成し、氏神の大祭に参画してくるのである。

明治期になると、古座による村役独占はほぼ崩れ、明治八年時点では、

〈保 長〉 八波与七郎（古座） 八波八平（新座） 坂田源市（中座） 緒方俊徳（無・神主）

〈百姓惣代〉 八波庄五郎（新座） 坂田武三郎（無）

である。古座は一人だけであり、座に属さない人々もいる。副戸長（伊東新四郎）や戸長（脇野弥三郎）も他村姓の者たちであった。

新座の『御宮祭一座帳』は、明治三十七年（一九〇四）の記事以降、一端途切れており、大正十二年（一九二三）から再び書き継がれる。内殿村の「宮座」は明治四十二年から村の合同祭となり、古座・中座はすぐに親睦会を開いたが、新座の場合は大正十二年から「宮座親睦会」を開始し、今日まで続けている。

「第一の宮座」は、明治二十三年（一八九〇）の開始といわれるが、明治・大正期の記録は残っておらず、昭和三年（一九二八）からの『宮座記録』^⑤が残るのみである。これは、明治四十一年における内殿村の「宮座」廃止後に、旧「宮座」グループが集まって組織した親睦会の記録である。昭和三年に始まった親睦会の人員は一八であり、その後大きく変動するが、今日も「第一の宮座」（新座と呼ばれる）の会合は続けられている。

以上、明治四十一年まで内殿村に存在した「宮座」はこれら四つのグループであった。それぞれ祭日をずらして神事祭礼をおこない、座元を決め、献立を決めて祭礼を続けてきた。今日も「宮座」と称して各グループの親睦会がおこなわれているが、それは従来の「宮座」を構成する一要素であった座元宅での座（「本座」「下夕座」「内ノ座」という）の継続行事としてとらえられる。

内殿村の「宮座」は一八人ほどで構成される場合が多く、一八年ごとに座元が廻ってくることになる。その家の

当主として座元を二度務める人はそれほど多くなく、多くは一生に一度のことであった。他の史料から親子関係が特定できる古座の八波栄次郎家の場合をみると、

(嘉永七年座元)

(元治元年座元)

(明治十七年座元)

(明治三十五年座元)

卯右衛門

佐右衛門

与七郎

栄次郎

(与右衛門)

となる。四代にわたって座元はそれぞれ一度ごとの務めである。聞き取り調査において、座元となった家では暈・障子を総替えるなどの大きな経済的負担があったといわれるが、それほどに座元は一生に一度の舞台であったともいえる。したがって、座員数の増加は無制限に許されるものでなく、座元を二人制にするなどの対策がなければ、その数はおのずと制限されてくることになる。

数少ない内殿村の庄屋史料のなかで、現存する嘉永二年『内殿村宗旨御改帳』によると、古座・中座は本百姓の農民たちであり、なかでも古座は本家筋の家々である。これに対し、新座のメンバーは本百姓に属して「従弟」（非血縁を含む）や「弟」と記される者たちである。「第一の宮座」には明治期に他村から移住してきた家も含まれており、さらに新たな村民たちによる座であった。内殿村では、移住してきた者や分家した者が経済的に成長し、新たな座を結成して氏神の「宮座」祭礼に参画していった結果、いくつもの座が結成されることとなったのである。

明治八年『地所取調帳』に記される宅地の番地は、その後の番地変化を追うことによって現在の番地に置き換えることができる。明治八年（一八七五）時点における屋敷配置は（地図1）のとおりである。村全体を描くことはできず、集落中心の笑尺・坂丸・土井丸・太郎尺分のみであるが、このなかに古座・中座・新座の家はほとんど含まれる。この地図から、大まかな傾向として、笑尺・坂丸の集落中心地に古座の家があり、その外側に中座、さらに新座の家々が広がる様子をつかむことができる。

屋敷配置については各座に差異があるが、右の『地所取調帳』に記される所有地ではいかがであろうか。座ごとにグラフ化する、(グラフ1)のとおり、古座には七町三反余を所有する者もいるが、全体的に古座と中座の間に差はない。新座は若干低い、各座ともに所有地規模の大きな格差は認められない。かつて古座の家々が有していたであろう経済的優位性は、明治初年にはすでに崩れている。さらに注目しておくべきは、明治八年の内殿村には八八人の屋敷所有者がいたことである。古・中・新座の人数は合計四八人、村内の約半数の家々は座に属していなかったのである。それら非座員の所有地が座員に比べて低位であったのは(グラフ1)に明らかであり、『宮座』は、村全体としてみれば、中上層の農民によって構成された祭祀組織であった。

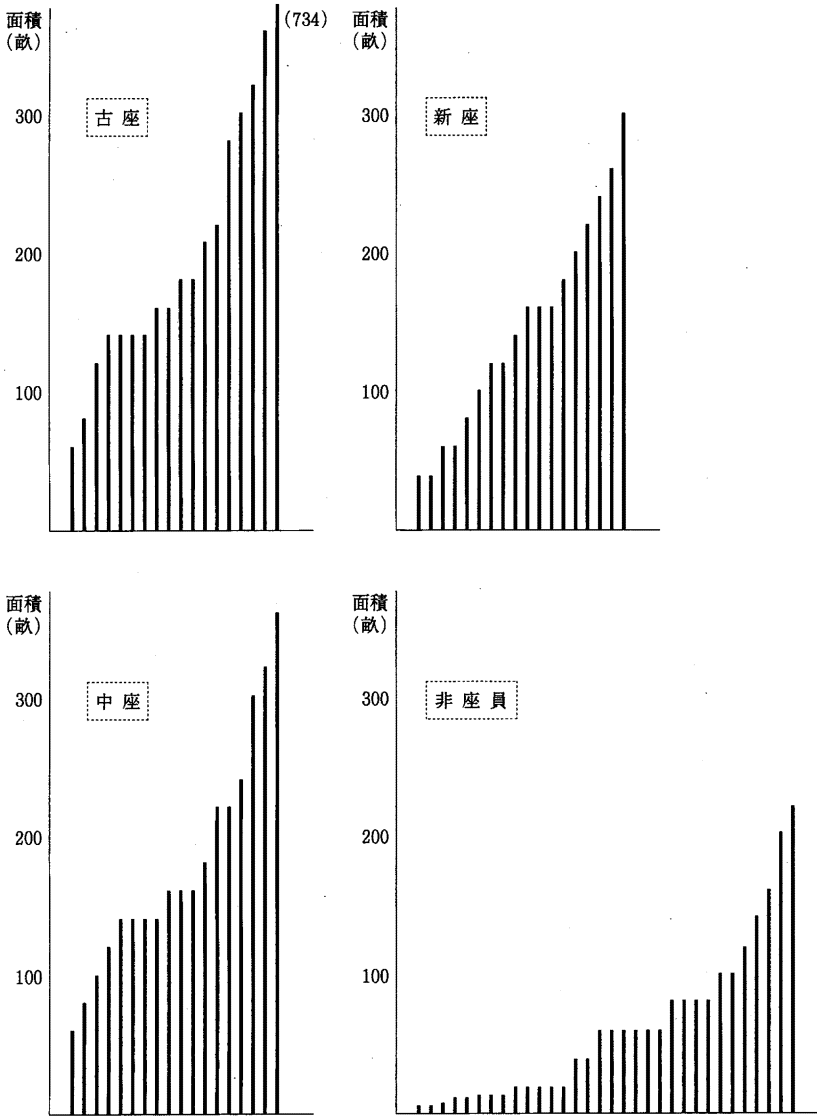
註

- (1)(2) 「内殿中座〈新〉文書」。
- (3) 「八波家文書」(八波淳氏所蔵)。



〔地図1〕 明治8年の屋敷配置

〔グラフ1〕 古座・中座・新座の所有地規模



- (4) 日吉神社所蔵。
- (5) 明治八年『地所取調帳』（九州文化史研究所蔵）。
- (6) 「内殿中座〈新〉文書」。
- (7) 『八月御祭帳』（八波家文書）。
- (8) 嘉永二年『内殿村宗旨御改帳』（磯野家文書、磯野美治氏所蔵）。
- (9) 明治八年『地所取調帳』のほか、明治二十一年『総丈量反別地価帳』（九州文化史研究所蔵）と『内殿区地籍簿』（福岡町役場所蔵）によって確定した。

(二) 「八月祭」「丑日祭」

天和二年（一六八二）の日吉神社『縁起』は、四・六・九・十一月に祭礼があったという。九月の大祭が前述の「宮座」であり、これ以外についてもいくつか文書記録が残っている。

（八月祭）

『縁起』には記されていないが、八月に祭礼のあったことを『八月御祭帳』⁽¹⁾が伝える。帳簿の表紙は後世に付けられているが、当番名は万治三年（一六六〇）から書き継がれ、明治三十三年で終わる。その後は『八月当日祭誌』に引き継がれ、明治四十一年の記事で終わる。「宮座」が村座となった時に「八月祭」は統合されてしまったのである。「八月祭」の神饌・直会については、文化十三年（一八一六）の「覚」⁽²⁾がある。

覚

一、御供 六膳

小かわらけ
式十四

一七〇一九世紀 村の祭礼と社会結合

一、汁

川魚二
小菜

一、鱈

ほふぶら

白いも

肴見合

一、アエ物

なすひ

メ

一、えぐり 式掛ケ

なすひ

根いも

メ

青豆

しとぎ

一、切立米を其年ニ増減有之候事

文化三年八月十五日改ル

「宮座」の献立内容と比べるとかなり質素であり、費用は各員から切立米が徴収されていた。この祭礼の当番者は、⁽³⁾

万治三年八月祭り

一新四郎

九郎兵へ

与左衛門

里兵へ

甚吉

伊兵へ

寛文元年八月祭也

一惣四郎

長四郎
弥右衛門
長兵衛
甚九郎

とあるように、上段に一人、下段に四、五人の名前が記されている。上段に記される人名は、古座の『内殿邑供日祭宮座帳』に見える者が多く、本家筋の家によって構成されているが、古座のメンバーがすべて上段に登場するわけではない。例えば、元禄十四年（一七〇二）の日吉神社遷宮の棟札^{（1）}には、八波甚兵衛・八波九右衛門・八波甚助・占部市三郎らの名があり、すべて古座であった。当時の「八月祭」当番者は、

（元禄）同十三年

一市三郎

清五郎
半助
仁助
万右衛門
庄兵衛

同十四年八月

一甚兵衛

九右衛門
甚助
権内
忠三郎
勘七

であり、彼らの名を見出すことができる。九右衛門・甚助は古座でありながら、下段に書かれている。この当番者

の呼称について、安政六年（一八五九）には「孫吉方座元ニ候処」との注記があり、座元と呼ばれている。上段の座元はほぼ六年ごとの周期で廻っているのに対し、下段の方は変化が激しくその周期をなかなか確定できないが、善五郎は元禄五年（一六九二）と同十二年、忠三郎は同六年と同十四年に名があり、七、八年ごとに廻ってきており、その数約三四人である。これに上段の座元六人を加えた四〇人ほどが「八月祭」の構成員であつたと思われる（寛政七年（一七九五）から祭礼への参加人数を記すようになり、それには三九人や四一人とあり、右の構成員数と符合する）。

祭日は一定しておらず、八月九日、十四日、十九日、三十日などさまざまであるが、ほぼ八月中におこなわれている。ただし元禄十四年（一七〇二）の場合は特別だつた。「初座」が八月二十八日、「後座」が九月十日にあり、「村中疫病難ニ付、両度祭ル」とある。これにあるように「八月祭」は疫病除けを祈願する祭であり、享和元年（一八〇二）の記事にも、

当年より先年之通り人別祭ニ致候、当初夏之比より疫病流行致、村中大勢病人有之、柳川江占頼遣候処、祭事先年之通りニ無之故、村中居合不申段申出候間、古例之通り祭之者也

とある。村内での疫病発生を占った結果、原因は「八月祭」のやり方に問題があるということになり、従来の「人別祭」に戻している。この年の疫病について、古座・中座の帳簿には何も記されておらず、疫病は「八月祭」に関連する出来事だつた。

さて、享和元年から「人別祭」となつたのであるが、座元をみる限り大きな変化はない。変化は文久二年（一八六二）からである。前年の記事には「当年村中不和合ニ付、祭ニツ相成、相訳は別紙委敷書記御座候、但シ此座ハ八波一統限り也」とある。詳細を記していた別紙は伝わっていないが、村内が分裂し、この「八月祭」は八波一統の祭礼になったという。確かに、分裂以前は八波姓以外の者が座元を務めており、嘉永六年（一八五三）には（坂田）源市、同六年には（占部）藤平の名があり、分裂後は登場しなくなる。

分裂後の「八月祭」は一三軒の八波氏で構成され、それ以前の約四〇人と比べると早く座元が廻ってくることになる。そこで、上段の座元はそのまま一人であるが、下段の座元を二人に減少させ、その回転を緩くしている。明治八年『地所取調帳』の残る年の座元は、

明治八年亥八月廿七日祭之

一孫四郎

正五郎
利助

とある。上段の孫四郎は八波孫四郎、下段は八波正五郎と八波利助である。上段の座元は五軒の交代であり、すべて古座に属する八波氏である。

下段の座元にも古座の八波氏がいるが、多くは新座に属する八軒の八波氏であり、分家筋である。(表2)をみると、明治八年の内殿村にあった二三軒の八波氏がすべて「八月祭」に加わっていたわけでないことが判明する。文久元年にどのような村内部の対立があったかわからないが、その時以降の「八月祭」は八波氏の一部で構成され、明治四十一年(一九〇八)まで続けら

〔表2〕 明治8年の八波姓

人 名	「宮座」	「八月祭」	「牛日祭」
八 波 謙 吾	古座	○	○
〃 新九郎	古座		
〃 与七郎	古座	○	○
〃 利三次	古座	○	○
〃 卯 作	古座	○	○
〃 米 吉	古座	○	○
〃 甫 六	古座		
〃 孫四郎	古座	○	○
〃 儀 三	中座		
〃 与 作	新座		
〃 十 平	新座	○	○
〃 増 平	新座		
〃 正五郎	新座	○	○
〃 八 平	新座	○	○
〃 利 助	新座	○	○
〃 孫 次	新座	○	○
〃 惣五郎	新座		
〃 善 市	非座員	○	○
〃 良 平	非座員		
〃 秀 吉	非座員		
〃 徳三郎	非座員		
〃 卯三郎	非座員	○	○
〃 甚 七	非座員		

れていたのである。

〔丑日祭〕

「丑日祭」は「八月祭」から遅れて九年後の寛文九年（二六六九）の記事から始まる（現在、『六月霜月供物覚帳』に綴じ紐はなくバラバラであり、寛文九年以前の帖が紛失した可能性は高い）。毎年六月・十一月初丑の日に祭礼があり、天和二年（二六八二）『縁起』にあった六月と十一月の祭礼はこれに相当しよう。また明治三年『神社書上帳』にも、日吉神社の「小祭」として十一月丑日をあげている（六月の「丑日祭」はあげていないが、明治三年六月に「丑日祭」は実施されている）。通常、「丑さま祭」は二月・十一月初丑の日におこなわれ、一年間の農作業を見守ってくれる「丑さま」を二月に迎え、十一月に送る行事であり、個々の家々で祭られることが多いが、内殿村では六月・十一月に日吉神社に集まった。当番者は、

酉ノ六月十七日

一傳兵衛

仁兵衛

善助

五兵衛

寛文九年十一月六日

一五左衛門

又三郎

惣兵衛

九郎介

寛文十年六月四日

一長二郎

清三郎

孫三郎

又右衛門

というように始まる。寛文九年十一月の場合は少し違うが、ほぼ上段に一人、下段に三人の当番者名が記される。この当番者を「座本」(宝暦十二年条)とか「當場・寄子」(同十三年条)と呼んでいる。上段が「當場」、下段が「寄子」である。貞享三年(一六八六)、日吉神社の神主小方式部が花押を据えた書付には、

一、御供 鉢 式膳

一、打マキ 式ツ

一、御酒 一ツイ

一、掛魚 一カケ

以上

貞享参年 小方式部(花押)

林鐘吉祥日、新法切立之事

六月祭 小麦六合、銭拾五文

安永七年より拾五文取立仕候事

霜月祭 白米六合、黒米五合

右切立相應祭也

一七〇一九世紀 村の祭礼と社会結合

と、神饌の品々と切立米銭を規定している。この切立によつて、神饌のほかに鱈・汁・糸目・赤飯等の献立が準備されており、社殿での直会がおこなわれていた。「丑日祭」の上段に記される座元は、前出の「八月祭」の上段の当番者と符合する者が多いが、まったくの同一ではない。宝暦三年（一七五三）の日吉神社棟札にある庄屋八波彦五郎は、古座のメンバーであり、同時期に「丑日祭」と「八月祭」の座元を務めている。

「丑日祭」

（宝暦）同四年六月十日

一彦五郎

彦作
惣三郎
加蔵

「八月祭」

宝暦三年八月

一甚三郎

与二右衛門
多七
万七
彦五郎
善作

「丑日祭」では上段の「当場」として記されるが、「八月祭」では下段にあり、上段は組頭の八波甚三郎である。八波甚三郎は庄屋彦五郎とともに古座の座員であり、「丑日祭」では両者とも「当場」であるが、「八月祭」では庄屋彦五郎のみ「寄子」となっている。

「丑日祭」の「当場」は六年周期であり、下段「寄子」は一〇年ほどの周期で廻ってくる。構成員は三六人ほどと考えられ、祭礼への参加人数を書き始めた享保十八年（一七三三）には、六月に二五人、十一月に三七人が参加したとあり、宝暦・明和期には四六、七人の参加があり、人数は祭礼ごとに違っている。この「丑日祭」も文久二年（一八六二）から大きく変わる。前年の文久元年六月までは「当場」一人、「寄子」三人の体制であったが、同年十一月の祭礼はおこなわれず、同二年の六月・十一月には「当場」一人、「寄子」二人となり、同三年からは「当場」一人、「寄子」一人の体制に定まる。これは、構成メンバーの減少によるものであり、「八月祭」と同じように「村中

不和」による分裂の結果であろう。

「丑日祭」も八波姓のみの祭礼となつたのだろうか。明治初年で検討すると、(表2)に示めているように、すべて八波姓で構成され、しかも「八月祭」とまつたくの同一人である。変化する以前は八波姓以外の参加が確認でき、例えば組頭坂田源市は嘉永四年(一八五二)と安政六年(一八五九)に「寄子」、磯野源助は嘉永七年に「寄子」となっている。^①「丑日祭」は、「八月祭」と同じく文久二年から八波姓の一部の家々で構成されることになり、「明治四十一年六月十一日 初丑祭」で終わる。「丑日祭」と「八月祭」は明治四十一年に廃止されたので、現在、その祭礼を覚えている人はいない。

註

- (1)(2) 「八波家文書」。
- (3) 『八月御祭帳』(「八波家文書」)。
- (4) 日吉神社所蔵。
- (5) 日吉神社の嘉永七年の棟札には、組頭として彼らの名前が記されている。
- (6) 九州文化史研究所蔵。
- (7) 「八波家文書」。
- (8) 「日吉神社文書」。
- (9) 「八波家文書」。
- (10) 日吉神社所蔵。
- (11) 日吉神社の嘉永七年棟札。

(三) 境内末社の祭礼

〔祇園祭〕

天明期の『筑前国続風土記付録』⁽¹⁾には、日吉神社境内に祇園社が描かれていた。これが今日の須賀神社であり、明治三年『神社書上帳』⁽²⁾には境内末社として「須賀社」の名がある。それには、祭神は素戔鳴尊、祭日は六月十七、十八日とあり、祭礼記録が『六月祇園祭誌』⁽³⁾である。これは明治三十四年（一九〇一）に作成されており、それ以前に存在した「古帳」の記録としてつぎの部分が写されている。

古帳記録

祇園社御祭り当村古ヨリ無之、天明七未秋村中大疫病ニテ惣人数三百四拾参人之内、秋冬ニ掛ケ八拾人余相煩、死者参拾余人有之、村中祇園社ニ祈願相願闖入之内、任神力ニ六月十七日村中御祭永遠ニ祈之者也

「祇園祭」は、天明七年（一七八七）の秋、冬に三〇人余の病死者が生じたことから、六月十七日に祭礼をおこなうことになったという。天明八年から明治三十三年までを記録した「古帳」は現存せず、翌年からの新帳簿が残るのみである。江戸期に「祇園祭」がおこなわれていたことは「丑日祭」の帳簿にみえる。⁽⁴⁾安政三年（一八五六）、「国中一統儉約」によって「丑日祭」は当番五軒、村惣代のみので祭礼をおこなったが、「祇園会・八月祭は古来之通執行」とある。天明八年から「祇園祭」がどのように変化してきたか明らかではないが、明治三十四年の帳簿改正時には八波姓一六軒で構成されている。その人名は「八月祭」「丑日祭」を開く八波姓の者たちとほぼ同一であり、この祇園祭も文久二年から大きく変わったのではないかと思われるが、関連史料を見出すことはできない。神饌および直会献立は、

神前献饌

御酒

壺対

御饌

式本

献魚

式掛

打卷

二ツ

献立

鱠

きうり
肴見合せ

小平

焼魚二尾 大角豆

茄子 南瓜 見合

酒

奈良茶碗盛切り

当番渡シ

魚

白いも

であり、決して豪勢ではなく各員から米六合、錢三錢が徴収された。当番者は「御座本 明治三十四年六月十八日 八波栄次郎・八波伊作」というように、二人で座元を務め、六月十八日を式日として明治四十一年まで続けられたが、翌年から祭礼の統廃合により廃止された。今日、新暦に直して七月十七日に氏子全員によるお籠りが、須賀神

一七〇一九世紀 村の祭礼と社会結合

社の前でおこなわれている。

〔天満宮祭〕

祇園社とともに末社として『筑前国続風土記付録』に描かれる天満宮は、明治三年『神社書上帳』にも記載され、祭神は菅原道真、二月二十五日・八月二十五日を祭日とした。天満宮・祇園社の勧請年はわからないが、『天満宮祭』は文化六年以前より催されていた。文化六年（一八〇九）から明治四十二年までの座元（座許）「座本」を書いた『天満宮二月・八月御祭帳』⁵によると、「古来之帳面」が焼失したため、文化六年にこの帳簿を作成している。座元は一人制で、文化六年当時は村寺（溪雲寺）を含めた一七人で構成されていた。二月二十五日は菅原道真の命日であり、「春一座ハ精進」料理であったが、明治以降は二月、八月ともに魚を用いるようになる。酒・打巻・御供の神饌のほか、直会用として一汁二菜、魚が準備されている。簡単な献立内容であり、各員から米六合・錢一二文が徴収された。

「天満宮祭」は明治六年（一八七三）二月で一旦途切れる。祭礼統合により廃止となったのであるが、同十二年に村内で悪病が発生して少々の死者があり、さらに病気で死亡する牛がいたことから、占いを頼んだ結果、「従前之諸祭典改革」に原因があるということになった。そこで再び同十二年八月二十五日から同四十三年まで続けられた。構成員は「祇園祭」等と異なり、八波姓だけでなく坂田・磯野・緒方姓も含まれている。今日、この「天満宮祭」はおこなわれていない。

註

（1） 中巻、二八八頁（文献出版、一九七七年）。

(2) 「日吉神社文書」(日吉神社所蔵)。

(3) 「八波家文書」。

(4) 『六月霜月供物覚帳』(「八波家文書」)。

(5) 「八波家文書」。

三 厳島神社の祭礼

「八月祭」「丑日祭」「祇園祭」の祭礼記録を伝えてきた八波氏宅には、字坂丸にあった厳島神社の祭礼記録も残っている。それは大正元年(一九二二)から昭和十八年(一九四三)までを記し、『上西郷村大字内殿 無格社厳島神社宮座記録』の表題をもつ。厳島神社は今日、日吉神社の境内にあり、マツカーサーが来た頃に移ったといわれる。明治八年(一八七五)の地租改正では、坂丸一一〇番地、村持地一畝二二歩の境内があった。

大正元年に『上西郷村大字内殿 無格社厳島神社宮座記録』を書いたのは、日吉神社の神主緒方孝太郎であり、彼はその沿革をつぎのように記している。

一、祭神

市杵島姫命を祭る

建設年月日不祥

沿革

此の宮座の起源詳かならず、古帳の首めに左の記事あり

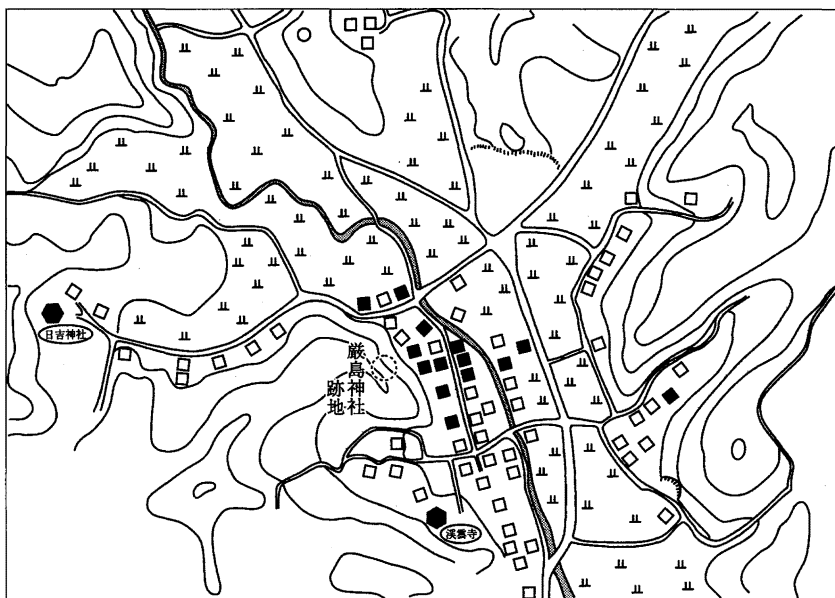
先年より祭御座候処、天保十四年正月朔日夕、清六方ニテ帳面焼候ニ付、新ニ是ヲ仕立申候

以前は九月四日の祭日なりしも太陰曆全廃となり、十月四日に改む

祭神は市杵島姫命、もとの祭日は九月四日であったが、新曆に変えて十月四日となっている。さらに「古帳」の記事によれば、天保十四年の焼失により新たに帳簿を仕立てたという。その新帳簿が「古帳」にあたるが、八波氏宅には伝わっていない。

ところが、同じく内殿村の磯野氏宅に天保十四年（二八四三）『弁財天御祭帳』が残されており、祭日は右と同じく九月四日である。そもそも各地の厳島神社は、宗像三女神のうち市杵島姫命を主神として祀る神社が多く、北部九州地域では市杵島姫命を七福神の一つ「弁天様」として祀る所が多いのである。つまり、天保十四年『弁財天御祭帳』は、同年に以前の帳簿が焼失したため、新たに作られた厳島神社の祭礼記録である。

天保十四年『弁財天御祭帳』は、最初に「祭座 連名」として九人の名を書く。その名は「一、天保十五年辰ノ九月四日 座本 孫次」というよう



〔地図2〕 厳島神社の祭礼

に座元として登場してくる。座員はその後増加し、安政期には一二二人、明治十年代には一四人、大正元年には一七人となる。明治期における座員の姓は、八波姓五人、磯野姓四人、水時姓二人、松村・今丸・占部姓各一人であり、八波姓に集中していない。また「宮座」のなかの古座に集中しているわけではなく、「宮座」非加入者も二人いる。明治八年における構成員の屋敷配置は（地図2）の通りである。坂丸・笑尺地区に固まっており、厳島神社のあった坂丸を中心に存在していることがわかる。しかしこの祭礼が何時から始まり、どのような結合をしめしているのか、天保十四年以前の帳簿が焼失したため明らかでない。

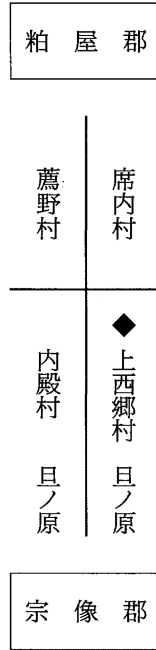
厳島神社のほか、古内殿に貴船神社があり、四月二十一日・十一月二十一日を祭日としていた。⁽²⁾ 明治八年の時点で、古内殿には坂田姓五軒があり、貴船神社境内は三畝二七歩の広さであった。⁽³⁾ 坂田氏を中心に祭祀がおこなわれていたと思われるが、記録など見出すことはできなかった。また旦ノ原の飯盛山山頂には飯盛神社・福地神社が相殿で建っており、祭日は二月初午・三月十二日・十月十二日・十二月初午であり、境内は七畝一五歩であったが、これについても記録を見いだせなかった。貴船神社・福地神社において、かつてお籠りがあったとの聞き取りはできたが、詳細は不明である。また明治三〇八年の間に合祀された貴殿神社は八月十九日を祭日とし、土井丸にあったが、その場所は特定できなかった。

註

- (1) 「磯野家文書」（磯野美治氏所蔵）。
- (2) 明治三年「神社書上帳」（「日吉神社文書」）。
- (3) 明治八年「地所取調帳」（九州文化史研究所蔵）。

四 愛宕神社の祭礼

他村との境界に位置する内殿村旦ノ原には、明治八年に六軒の家があつた。^① ここにも祭礼記録が伝わっている。旦ノ原は二郡四カ村の境目にあり、概略をしめすと、



となり、それぞれ道路を境界とする。内殿村旦ノ原の居住者が祭礼に加わっている愛宕神社は、行政的には◆印の上西郷村旦ノ原に位置しているが、単に道の向こう側である。明治三年『神社書上帳』には、「上西郷村壇之原鎮座式外」の愛宕神社として記されている。勧請年など不明だが、天文二十二年（一五五三）の立花氏による社殿再建、元禄十五年（二七〇二）の村民による再建を伝えている。今日の愛宕神社は平成四年に再建され、棟札などはその時に処分したという。ただし、境内には、宝永四年（一七〇七）に寄進された手洗台があり、それには「裏粕屋郡席内村 若者中」とある。氏子圏は郡域・村域を越えて存在しており、現在も郡村域を越えて祭礼が続けられている。明治三年『神社書上帳』に記された祭日は、正月・六月・八月・十一月の各二十四日であるが、明治三十三年（一九〇〇）以降を記録する『愛宕神社御宮帳』^④によると、正月二十四日・九月十四日に「宮座」が開かれていた。

明治三十三年子九月十四日

座本

当番注連調製致シ候事

伊東新兵衛

磯野源吾

明治三十四年丑正月二十四日

一座本

（折目嘉三郎
伊東徳助）

右の折目嘉三郎は、内殿村の明治二十一年『総丈量反別地価帳』によると、且ノ原に四畝二歩の宅地を所有し、畑五畝八歩をもつ零細な農民である。そして内殿村の各神社の祭礼に一切関与した記録はなく、村の祭礼から排除された者のように映るが、決してそれが実態でなかったことは明らかである。彼は、村の領域を越えて田畑を所有し、かつ「宮座」を構成していたのである。愛宕神社の「宮座」構成員は明治期に二二、三人ほどであった。

このことは、近世初期の村切りが愛宕神社の「宮座」圏を区切れなかったことを意味しているのではないだろうか。

註

- (1) 明治八年『地所取調帳』（九州文化史研究所蔵）。
- (2)(3) 「日吉神社文書」。
- (4) 「愛宕神社文書」
- (5) 九州文化史研究所蔵。

五 その他の祭礼

（「社日祭」
しやぢち

『社日祭帳』⁽¹⁾は文政七年（一八二四）から今日まで書き継がれている。社日は、春秋の彼岸にもっとも近い戌（つ

ちのえ)の日のことであり、ツチにちなんで土地の神を祀る日とされている。この社日は式内社宮崎宮の「社日祭」のことであり、春秋の二回開かれている。箱崎浜の清浄な粗砂を「お潮井」と呼び、外出や新築、病氣全快などを祈って体や敷地にまき、また豊作を祈って田畑にもまく。この風習は博多を中心に筑前国地域に残っており、社日の日には各地から箱崎浜の砂を取りにくる。粗砂は竹で編んだ「お潮井てぼ」に入れて持ち帰る。今日の内殿村「社日祭」では、箱崎浜の「お潮井」を当番宅の床の間に飾り、酒・ぬたあえ・汁・飯の簡単な献立による共同飲食がおこなわれている。この祭礼に日吉神社の神主は関与していない。

当番者は「座元」と呼ばれており、文政七年頃の「社日祭」メンバーは二人であった。その後、天保弘化期は七人ほどに減少し、幕末から明治十年代は一〇人、明治四十年代は再び七人となり、現在は六人で続けられている。明治十年代の構成員をみると、村井姓三人、中村姓一人、石田姓一人、磯野姓一人、久保田姓一人などであり、一族や本家筋で構成されているわけではなく、屋敷配置をみると、近くの家々で構成されていることが指摘できる程度である。聞き取りによって、村内に他の「社日祭」グループが存在することは確認できたが、記録類は見出せなかった。右の『社日祭帳』は内殿村に存在したいくつかの「社日祭」グループの一つの記録である。

〔御日待〕

「御日待」は、一夜を眠らずに明かすことを特徴とするが、今日の内殿では夜半には解散している。神社でなく、当番の家に集まり、神前に御供・御酒・白餅・お潮井・打巻などを供え、肴・酒・ぬたあえ・汁・飯の献立が用意された。毎年正月に「御日待」を開き、当番を「座本」と呼ぶ。今日までの座元を記す明治十三年『御日待規則并連名簿』⁽²⁾によると、費用は各員からの切立米銭で賄われ、当初は八人構成であった。この帳簿の明治四十二年(一九〇九)条に、つぎのようにある。

(1) 明治四十二年正月ヨリ合併ス、太郎尺組ノ創始ハ帳簿ノ表記ニ依レバ安政参年トアル、今迄五十四年ナリ
(中略)

(2) 明治四十二年正月 雨天

御座本

今丸寅吉

右ハ是迄笑尺組ノ人ナリシモ、太郎尺ニ移転セシヲ以テ此処ニ座本ヲ務ム

まず(2)をみると、今丸寅吉はそれまで笑尺組に属していたが、太郎尺へ移住したため、四十二年の座元を務めたとある。明治二十一年「総丈量反別地価帳」のなかの寅吉を搜すと、彼は一町六反余を所有し、坂丸六六番に宅地三畝九歩を所有している。寅吉は二〇年の間に坂丸↓笑尺↓太郎尺と移転したのであろうか。実態はそうでない。もともと彼は坂丸に居住しながら「笑尺組」の「御日待」グループに所属していたが、太郎尺への移転によりその地の「御日待」に所属したのである。

寅吉がかつて属していた「笑尺組」の「御日待」を記録したのが明治十年『御日待御備并当番簿』⁽³⁾である。「笑尺組」の組織は、笑尺に居住する四軒と坂丸等に住む八軒、計一二軒で構成されており、その中に寅吉の父今丸徳十を見出すことができる。今丸家が明治二十一年から同四十二年までの間に太郎尺へ引越し、その「御日待」座元を務めることになっている。

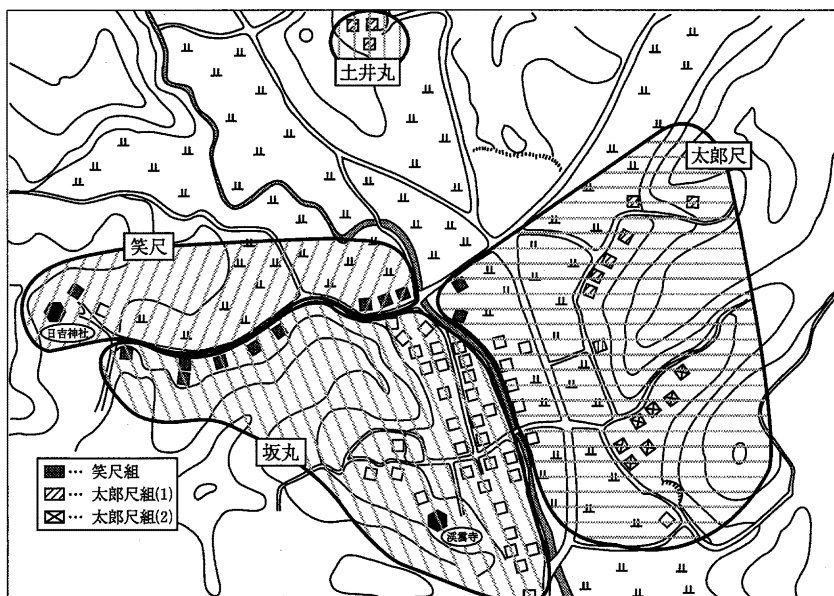
(1)の部分は、安政三年(二八五六)に始まる「太郎尺組」の「御日待」グループとの合併を意味している。太郎尺には二つの「御日待」グループが存在しており、この「太郎尺組」の記録が安政三年『御日待座求物記録帳』⁽⁴⁾である。これは明治四十二年の記事で終わり、その後は合併相手の帳簿(明治十三年『御日待規則并連名簿』)に引き継がれていく。

内殿村の「御日待」は幕末期頃に始まったようであり、それぞれ「笑尺組」「太郎尺組」と小字名を付けて呼ばれ

ていた。一つの字で一つの「御日待」を組織しているのではなく、太郎尺の場合は二つの「御日待」グループが存在している。移出・移入による構成員の変化は激しいが、右の三帳簿から明治前期における各「御日待」グループの屋敷配置を見ると、地理的まとまりがあるのは明確である(地図3)。小字ごとではないが、近所の家々で構成されており、村内各地に一〇軒前後で構成されるいくつかの「御日待」グループが存在したと思われる。今日も「御日待」は続けられているが、記録史料としては右の三帳簿を見出したのみである。

註

- (1) 「社日祭文書」。
- (2) 「御日待文書」。
- (3) 「御日待文書」。
- (4) 「御日待文書」。



〔地図3〕 明治前期の「御日待」

おわりに

結論は周辺の村々を調査したうえで展開するので、ここでは内殿の祭祀組織にみえる特徴的なことについてまとめておこう。

日吉神社の大祭は収穫祭である秋の「宮座」であり、そこには古座・中座・新座という「宮座」グループが存在した。古座は本家筋の家々によって構成され、宝暦期頃までは庄屋・組頭職をほぼ独占していたことが確認された。しかし、分家筋の農民や移住者らの経済的成長によって、中座・新座などの新たな座が結成され、古座の独占体制を揺り動かしていく。明治初年には古座の村役人独占は完全に崩れており、各「宮座」グループに経済的格差も認められない。一村内にいくつかの座が存在するのは他地域の「宮座」にもみられるが、各「宮座」が日時をずらして祭祀を執行するのは内殿村における特徴であろう。

そして最も注目すべきは、内殿村の祭祀組織は「宮座」だけでなかったことである。日吉神社の「八月祭」「丑日祭」ではまた違った組織があり、境内末社や村内末社の祭祀組織もそれぞれ異なっていた。さらに村域を越える愛宕神社の「宮座」組織も存在しており、一軒の家が複数の祭祀組織に加入しているのは特異なことではなかった。いくつか例をあげよう。

明治八年に一町余の耕地を所有し、太郎尺に居住していた磯野惣三の場合、「宮座」（中座）・「社日祭」・「弁財天祭」・「天満宮祭」に属している。また同じく太郎尺に住む八波善市の場合は、所有地六反八畝余、「宮座」には加わっていないが、「祇園祭」「八月祭」「丑日祭」「御日待」に属していた。それぞれの祭祀組織の結合原理をすべて明らかにできないが、血縁・地縁・信仰などの原理が組み合わされて組織されており、決して一様の原理で結びついているのではない。このようにいくつかの原理で結びつく複数の祭祀組織が存在しているところに、村内部の社

会結合の特徴を見出すことができよう。村の結合は決して一枚岩でなく、幾重にも重なり合っており、そこに村の結合の強さの原点があるように思われる。

〔付記〕

本稿は、『福岡町史 資料編四』宮座関係資料を編纂する過程での成果であり、同町史編纂室はじめ史料所蔵者の方々には大変お世話になりました。ここに記して感謝申し上げます。